

診療記録（カルテ等）の開示を依頼される方へ

大阪掖済会病院 病院長

当院では、患者さんと医療従事者とのより良い信頼関係を築き、情報を共有することによって医療の質を向上させ、共同して病気を克服することを目的とし、個人のプライバシーの保護及び診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで開示しております。

ただし、診療記録の開示に当たっては、刑法上の守秘義務がありますので、厳密な書類上の手続きが必要となります。

開示を希望される方は、この「お知らせ」をご覧ください、必要な書類をご持参のうえ、手続きされますようお願いいたします。

1. 開示を申請することができる方

開示を依頼できるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 患者さんが満15歳以上で判断能力がある場合は、患者さん本人
- (2) 患者さんに法定代理人がある場合は、法定代理人又はこれに準ずる方
- (3) 実質的に患者の世話をしている3親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族の方
- (4) ご遺族の方

※ ただし(2)・(3)において、患者さんが満15歳以上の場合は、成年被後見人等を除き、患者さんの同意書が必要となります。

(4)において、診療記録の開示を求め得る方の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる方(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。)

2. 開示ができない場合

次の場合は、開示できないこと（一部開示できないこと）がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 患者さん本人の心身の状態や治療効果に悪影響があると予想されるとき
- (2) 紹介状など第三者から得た記録が含まれており、当該第三者の了解を得られないとき
- (3) 開示することが、患者さん本人及び関係者の権利利益又は生命の安全を損なう恐れのあるとき
- (4) 診療情報の提供、診療記録等の開示を不相当とする相当な事由が存するとき（裁判問題を前提とした場合等）

3. 開示の依頼に当たって必要な書類等

当院にて、開示の依頼ができる方が直接、次の書類等をご記入、ご持参のうえ手続きをしてください。

- (1) 診療情報（カルテ等）開示申請書
(当院に書類を請求もしくはホームページより印刷してください)
- (2) 「4. 申請書の提出の際にお持ちいただく書類」（詳細は下記をご覧ください）

4. 申請書の提出の際にお持ちいただく書類

申請をされる方の区分により、必要な書類が異なります。詳しくは下記のとおりとなります。

申請者	必要なもの
①患者さん本人 (満15歳以上で判断能力がある場合)	・患者さん本人の身分証明書
②患者さんの法定代理人 (親権者)	・患者さん本人の身分証明書 ・申請者の身分証明書 ・患者さんとの親族関係がわかる公的な書類 ・同意書
③患者さんの法定代理人 (後見人)	・患者さん本人の身分証明書 ・申請者の身分証明書 ・法定代理人であることを証明し得る書類 ・同意書
④実質的に患者さんのお世話をしている3親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族の方	・患者さん本人の身分証明書 ・申請者の身分証明書 ・患者さんとの親族関係がわかる公的な書類 ・同意書

※1 身分証明書は氏名・住所・生年月日が記載され、顔写真付きの公的機関が証明しているものをご用意ください。(運転免許証・マイナンバーカード・旅券 等)

健康保険証等顔写真がない証明書をお持ちの場合は、顔写真のある証明書(会社の身分証明書・学生証 等)が必要になります。

※2 公的な書類は、申請日より3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。(戸籍謄本・住民票・家庭裁判所の証明書 等)

※3 申請者②、③において、患者さんが満15歳以上の場合は、成年被後見人等を除き、患者さんの同意書が必要となります。

※4 患者さん本人が亡くなっている場合、同意書は不要ですが、親族関係・法定代理人の関係性がわかる公的な書類が必要になります。